

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第 2 1 号

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和 2 年大田市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する

別表衛生処理場宿日直員の項を削り、同表中「

社会教育指導員、指導講師、図書館次長、外国語指導助手コーディネーター	高校卒	1	1 3	1	3 7
地域おこし協力隊、小中高魅力化コーディネーター	高校卒	1	1 4	1	3 8

」を「

社会教育指導員、指導講師、図書館次長、外国語指導助手コーディネーター、小中高魅力化コーディネーター	高校卒	1	1 3	1	3 7
地域おこし協力隊、小中高魅力化主任コーディネーター	高校卒	1	1 4	1	3 8

」に、「

図書館館長、まちづくりセンター職員（1日勤務）その他職務	高校卒	1	2 5	1	4 9
------------------------------	-----	---	-----	---	-----

の複雑、困難及び責任の程度がこれらと同程度である職種					
----------------------------	--	--	--	--	--

」を「

図書館館長、清掃員、まちづくりセンター職員（1日勤務）、おおだ未来結びコーディネーターその他職務の複雑、困難及び責任の程度がこれらと同程度である職種	高校卒	1	25	1	49
--	-----	---	----	---	----

」に改め、同表社会教育コーディネーターの項を削り、同表中「

地域包括支援員	高校卒	2	29	2	53
---------	-----	---	----	---	----

」を「

地域包括支援員、母子保健コーディネーター	高校卒	2	29	2	53
----------------------	-----	---	----	---	----

」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。